

飛脚と人足

小田 忠

1. 飛脚 小頭の誕生

池波正太郎作『鬼平犯科帳』⁽¹⁾に登場する密偵達は小説やテレビドラマで活躍している。

大滝の五郎蔵・小房の糸八・相模の彦十・おまさ達を見れば顔馴染みの筈である。彼等は元は盗賊で改悛があり、平蔵の情けがあつて密偵として働き、迷惑をかけた世の中に恩返しをしていく設定になっている。恩返しの方法は、盗賊の中に入り込み情報を平蔵に提供して未然に悪事を防ぐ役目である。

相模の彦十やおまさは、盗人ではないが、この作品に登場する密偵は五十名を超えていた。その中で大滝の五郎蔵は、大盗賊・葦火の喜之助のもとで修業をつみ、やがて許されて独立した盗賊の本格派。捕縛後、舟形の宗平とともに平蔵に命を預けて密偵となる。のちに女密

偵おまさと夫婦になり、平蔵ファミリーの中核として、全編にわたって大活躍している。同心・小野十蔵に捕えられた小房の糸八は、平蔵のすさまじい拷問の末に自白し、親分・野槌の弥平一味は捕縛、そして処刑される。平蔵に好意を感じていた牢内の彼に、かつてのお頭だった本格派・血頭の丹兵衛の数かずの汚いお盗めが聞こえてくる。

「この御用がすみ次第、必ず戻ってくる」と平蔵に約束した彼は酒井同心たちと丹兵衛を求めて東海道島田宿へ。そして密偵・小房の糸八が誕生する。⁽²⁾『鬼平犯科帳の世界』池波正太郎 文芸春秋 二〇〇五年)

啞の十蔵の話では、密告したものは佐嶋与力がかいこなしている男で、もとは盗賊の岩五郎といい、盗賊仲間からは「狗」とよばれる。岩五郎は「豆岩」という居酒屋のあるじであったが、佐嶋与力に

は深い恩義があり、盗賊の足を洗って密偵になった男だ。(『鬼平犯科帳』池波正太郎 文芸春秋 二〇〇七年)

池波正太郎は、元盗賊たちを平蔵の下で密偵として使っている。このような話は、小説だけの世界だろうか。現実にあると言われてもにわかには信ずることはできない。

理由はともかく、盗賊の世界から法秩序の世界への移り変わりは、密偵の倫理を揺さぶることになる。

それでは銭形平次や人形佐七のような目明しとか岡っ引きといわれた人は、テレビで見るとような恰好のよい正義感溢れ、倫理意識の強い人々だったのだろうか。

『目明し金十郎の生涯』⁽⁴⁾は、目明しの概略を知ることができる。

一しかしこのような賑わいのなかに、街道筋のやくざたちが少なからず入り込んでくるのであれば、こうした不良分子を、にらみを利かして取り締まりうる者は、やはりやくざたちに顔の通った者でなければならなかった。つまり目明しとか通り者こそ適任だった。

二金十郎はそれらを家人にまかすことが多く、彼はもっぱらばくちにふけり、自宅で賭場を開くことがしばしばだっただけでなく、各地の賭場にも出入りし、やくざ仲間では、相当の顔役になっていた。それだけに陸奥の岩代地方にかぎらず、岩城地方にあって、それらの地方の各地に顔役として蟠踞する親分衆とは、親しい仲間関係を結びつつあった。

三もつとも陣屋が目明しに任命する場合、逆に博徒の側からいえば、目明しになるまでには、通り者・通り者役とか目明し雇・目明し分とかの過程を踏まなければならなかった。前二者は博徒でありながら、陣屋の御用を折にふれて承るほど、陣屋との接近度が高くなっている者で、単なる顔役ともちがった意味をもっている。目明し雇・目明し分も、右の二者との区別がむずかしいが、ほとんど正目明しの地位に近づいた者を、公式に任用する場合は、このような地位を与えた。

四目明しの芝居などの興行出願に対しては、前にもふれたように、できるだけ許可を与えるというのが封建領主側における暗黙の方針となっており、彼らの奉公筋つまり探索活動に対する補償とさえ考えられていたことは、金十郎の生涯が繰り広げられていく過程で容易に読み取ることができる。

一では、やくざ達と顔見知りであること。
二では、ばくちが好きで、家においても賭場を開き、各地の賭場に行き、各地の親分衆と親しい仲間であること。
三は、博徒でもあるが、取締側の信用も構築しつつある。

四において、探索活動の補償として興行に際し、許可を与えることが暗黙の方針となっている。

ここに出てくる〈通り者〉は〈やくざ者〉そのものといっている。と断言しているのが『大君の通貨』⁽⁵⁾で幕末の金貨流失を実証的に研究をした佐藤雅美は、『花輪茂十郎の特技』⁽⁶⁾の世界においても地方の研

究を怠っていない。この書の刊行を機に〈やくざ者の系譜^⑦〉を考え、馬場文耕の『当世武野俗談』^⑧、東随舎の『古今雑談思出草紙』^⑨から引用して〈通り者〉が〈やくざ者〉と変わらないこと、八州廻りがおかれた文化二年頃から〈通り者〉という言葉が消えて〈悪党者〉〈無宿長脇差〉という言葉が登場する。〈やくざ者〉という言葉が一般に使われるようになったのは明治に入ってからと指摘している。

『目明し金十郎の生涯』を見る限りやくざを取り締まるなら、その世界にいたやくざから適任者を探すのがよかった。ここまでくると銭形平次や人形佐七とは随分違う。

というのも、銭形平次も人形佐七も裏の稼業と縁がなかった筈である。ただ、彼らは、仕事上悪者や悪戯をした者に注意をし、罪を犯した者には、罪を償えば暖かく見守っていた。それぐらいの交際である。

江戸の奉行であった根岸鎮衛（元文二年（一七三七）〜文化十二年（一八一五））は、天明五年（一七八五）から亡くなる直前までの随筆集で『耳袋』^⑩の巻の三に目あかしといえる者の事

いにしえは公にも目あかしをつかい給う事あり。一名、おかつ引と唱う。いったん盗賊の仲間に入りて盗みを業としける者を、その罪を免し、悪党を捕える一助となす事なり。しかるに元来悪党の事ゆえ、おのれが罪をまぬがれたため、「かゝる盗賊の有所を

知りたり。かくくの悪党を捕え申させん」などいいて、かえつて罪なきの人を捕え、おのれが罪をまぬがる事多し。

元は盗賊の仲間て盗みを業としている者を、召し取り、軽犯罪者の罪を免じ、手先として悪党を捕まえる密偵となり、さまざまな情報を収集して上司に報告するが、すべてを報告する訳ではない。自分の都合のいいように罪なき人に罪をなすりつけることも横行した。

『目明し金十郎の生涯』では、やくざ達と顔見知りて、金十郎の家でも賭場を開いている。はつきりしているのは、博徒の身分でありながら取り締まり側の信用もあつた。支配の方は、補償として興行の許可を与えている。これは〈暗黙の了解〉らしい。役人の狗になると、やくざ達は警戒するのではないだろうか。「鬼平犯科帳」に登場する密偵達は、誰一人として平蔵の手先であることを明かしてはいない。やくざ達にしてみれば情報を提供した目明しに見返りを求めるとすればお目こぼしぐらいである。

同じく正徳二年（一七一二）五十才の久隅は江戸に出て、荻生徂徠や將軍の側近であつた成島から学び、川崎宿で名主としての豊かな経験基礎にして、一年余りで「民間省要」を書き上げた。水利問題では河状を無視して定型の水制を設置している事の誤りを批判し、治水の項では現場を知らない工事関係者の問題を取上げ、人夫を遠方から派遣する者の浪費を批判した。この書が將軍側近の道筑を通じて將軍吉宗に伝わり、享保八年（一七二三）五月に支配勘定格に拔擢され、

川除御普請御用として活躍した。「民間省要」⁽¹⁾では

一 近年世に目あかしと云者出来て、六ヶ敷知れにくき詮議事を見出し聞出して、間落し決行仕能きと云より、官所それ／＼の下には必目あかしと云ふもの有、是を首伐共言事は、すでに首を刎らるべき罪人の内より、他の悪事を訴人し、又御詮議の事に付其事を注進し、兎角各地の親分衆とは周知でもあつた。あちらこちらの賭場に入入りをし、あるうことか金十己れが首の代に人の首を切る事にて命たすかり、伝馬町の牢内に居て、時々官所へ召して御尋の事を承り、品によりては諸方へつかはされては、罪有者を窺問ふ事を業とす、

時代は下り文化年間に『世事見聞録』⁽¹²⁾が刊行された。

今の男立はそれに事替り、第一悪党にて、右の如く博奕そのほか御法度の事のみ行ひ、その上多くは岡つ引とも、目明しとも唱ふる者になり、これは火付け・盗賊その外の悪党を捜し出して、その役筋の者へ密かに告ぐる事なるが、今は隠密に告ぐるにあらざ、表向きに顕はして、役人の手先の威を振りひける故、今これに懼れ任せ置く故、弥増勝手儘に悪事をなし、よんどころなき時は、己が子分・子方などいへる手下の者を、我が罪代人に出し、又は己が遺恨あれば、罪なき者をも罪を拵へて牢獄に入れ、又は空気者と少しも金銭を持ちたるには、敢て勤めて御法度なる事を行はしめて、その金銭を欺き取りたる跡にて、罪人に墮し、又は

人の妻妾を奪ひ取り、またその妻妾を手段の種に遣ひて、人を犯し奪ひなどするなり。

『京都町触集成』⁽¹³⁾にも目明しの行状がしるされている。

一六三五【古・衣】

一 目明し之類一切相止候、向後役人下目付杯の様に申なし、ねたりかましきもの之候ハ、其者之名所承置、早速役所へ可申出候、縦役人目付にても金銀ハ申不及、何之品にても礼物等遣ひ、内証二而事を済し置候者在之段相聞候ハ、当人ハ元より其町之名家主五人組迄可為越度事⁽¹⁴⁾

目明しの類は使用してはいけない。役人・大目付けの様に振る舞い強請りがましい者がいれば、その者の名前と住所を覚えておき、役所へ申し出る事。たとえ役人・目付けでも金銀は言に及ばず礼物を遣い、内緒に事を済ます者などかいたり、聞いたらその町の名主・家主・五人組の落ち度になる。

一 雑色私之權威を以、方内之寺社百姓町人等江非議を申、又八金銀其外何二而も無心ヶ間敷義申掛候ハ、取敢不申、其訳早速役所へ可申出候、若隠置後日相聞候ハ、当人ハ不及申、其所之役人等 迄相咎可申事⁽¹⁵⁾

雑役などをしている者が權威をかさにきて、寺社・百姓・町人などに悪口を言つたり、金銀を強請る事があれば、そこでは語らず、その理

由を役所へ来ていいなさい。もし隠したりして、後日そのことを聞くことになれば、当人は勿論役人達も咎めを受けることになる。

一科なき者、若外々さし口にて入牢等申付、難儀におよひ候段
伝承候八、親類縁者八勿論、一町之者共并其外二も存候者
八無遠慮早速訴出、吟味可相願事⁽¹⁶⁾

右之趣、洛中洛北末々軽きもの迄も触きかせ可申者也
罪なき者、外よりの情報により入牢と申しつけられて難儀になつた者
は、親類・縁者はもちろん、町の者その他にも知り合いがいれば遠慮
なく出訴し吟味を願うこと。

大阪では、目明しと呼ばずに「手先」と呼ばれていた。

『大阪市史』第四⁽¹⁷⁾

達一三〇六 文化六年七月十三日

一是迄町廻り組与力同心共怪敷風躰之者見當、召捕候節、差掛り
手足兼候得者、抛無手先二召連候長吏・小頭・若キ者共二差留
させ、最寄之町会所へ為引入置候儀も有之処、近頃右手先之者
共心得違、与力同心等言人も不居合内、右差留候者申口等承
り、怪敷者八懷中等之品ヲも相改候事有之由二候得共、(後
略)⁽¹⁸⁾

怪しい者を召捕り、さし留めしている最中に与力・同心が不在になる
と、召捕った者の懐中の品を改めることがある。

触四三〇一 文化十一年四月五日

大坂役木戸并四ヶ所長吏小頭共儀、都而悪党者等之風説為聞纏
且組之もの廻り方出役之節茂、召連させ来り候処、連年一躰之本
位を致忘却、次第二手先之もの相増、在町之もの共へ対し、不作
法之事等有之由相聞候二付、(後略)⁽¹⁹⁾

手先等は元々の役目を忘れ、次第に手先の数も増加し、在町の者に対
して不作法なこともあると聞いている。

達一九一七 天保九年六月十四日

当表役木戸并四ヶ所長吏小頭共、身分慎方之儀八、先年今度々申
渡、其節々市中江も触渡置候儀二在之処、近来町人共之内二も、
猥二鉄刀脇差を帶し、役筋手先与偽、町会所へ罷越、酒飯等為差
出、代銭不相払、又八木賃米代相払候積之受取書為差出、其儘引
取候ものも在之哉二相聞、(中略)⁽²⁰⁾

一役筋手先之もの、煮売屋等へ立寄酒飯為差出、ちぼと唱候類之
悪党もの連行、右酒飯代悪党もの共二為相払候事も在之哉二相
聞候、以之外不埒之事二候、(後略)

最近、鉄刀や脇差を差し、役筋の手先と偽り、町会所へ行き酒飯を出
させ、金を支払わない。または、木賃の米代の受取書を受け取りその
まま引き取る者がいる。

手先のものどもが、煮売屋へ立ち寄り酒飯を出させ、ちぼを連行し、

ちばに酒飯代を支払わせることもある。

触五五八七 天保十四年九月六日

役木戸・長吏・并手先之者、別而在々非人番共儀、在町之者へ対し、不礼法外之振舞於有之八、可訴出候事、(後略)⁽²⁾
手先の者を含めて在町の者へ無礼や法外の振舞いがあつてはならない。

参考二二五 安政三年四月二十八日

一町々二而異説・違変・并盗難・迷惑筋、其外手先之者者勿論、都而役威を以不直不法之及所業居候儀御座候八、早々持場手附之内江為御知可被下候、(後略)⁽²⁾
手先の者は、正直ではなく、法をおかしている所業を見たら直ぐに手付けへ連絡しなさい。

大阪では目明しの事を「手先」とよんでいる。右の法令にも示している「手先」達の悪事を戒めようとしている。

これらの事例は、「目明し」とか「手先」たちが権威を嵩にきての横暴な振る舞いが目に付く、今でこそ「目明し」だが、元は自分達がいいた場所故よく理解していたと言えるし、熟知していたからこそ、できる振る舞いもある。

悪党の事は、悪党仲間が熟知している。人足の件も人足あがりが一

番よく知っている。宮崎三味の「雲助」⁽²⁾には、「道中人足廻し」の仕事を経験した長吉の話が紹介されている。

幕末の頃、元締めは、「シタ馬」「小差」の二種を雇い入れている。この二人が道中人足の宰領に出る。「シタ馬」の仕事は人足の世話である。長持ちをかつぐ人足が百人二百人といて、一里ごとに飯を食わさなければならぬ。普通の茶屋では長持ちの飯は盛らない。長持茶屋しか飯を盛らない。どの宿でも二軒か三軒の常店があり、どの宿の實目立場がどこにあるか知らないようでは「シタ馬」は動まらない。長持ちの上げ下ろしを指図し、實際棒を肩にあてた者でなければ、人足共から侮られるから「シタ馬」は人足から上がる。

「小差」は別名「銭クレ」という。難しい仕事で、古渡唐棧の着付け、脚絆、草鞋、一本差しの出立ちで人足に付いて歩く。元締めから金を受取り、宿の支払い、髪結銭、落し紙まで面倒をみる。髪を結うにも人数が多いから一晩二晩では結い切らない。毎晩髪を結うことになる。江戸からの手人足を連れていて、道中人足に酒手を遣る必要はない。しかし、手人足を連れて来て、道中人の足を使わなければ、渡り銭を支払うことになる。これが「銭クレ」の本職で、甚だ難しい仕事である。

また、道中人足にも種々あり、朝からブラリと馬を引き来る百姓および宿の者、助郷から来る百姓、宿人足がある。宿の遠近によ

り酒手が違つし。宿の状況によつても山があり、川もある。特に箱根のように難場に住む雲助は東海道一の顔であるから、極めて酒手が高い。それに、団体に惣花を渡し、それでいて黙つてもらいに来るやつが甚だ駄目で、そいつの顔を見分けて見分ける能力が必要である。中山道でも東海道でも多くの雲助の顔を熟知していなければ「銭クレ」の役は勤まらない。

この話的を得ているように思える。後の「南三井家交通記録集」⁽²⁴⁾「参勤交代史料集・御例集」の史料が掲載されていて、信憑性が高いように思う。目明し金十郎や『大阪市史』・『京都町触集』・『耳袋』・田中丘隅「民間省要」・武陽隠士『世事見聞録』の世界も時代は違つが、江戸期を通じて度重なる触れや各種の随筆を見て、別段外れているようには思わない。強く言つたら目明し達の根性は似たようなものだった。これでこそ「鬼平犯科帳」に登場する密偵達も浮かばれるし、目明しの存在を通じて飛脚請負の人足達の相貌も浮かんでくる。

人足達がいる人足小屋は、親方がいて通常博打をしている場所である。右の史料から現実を知っているからこそ、才ある者を「シタ馬」「小差」として使うことができる。難儀な道中を無事に通行しようと思つたら、彼らの力を借りなければ通行することはできない。それと金が必要である。川越・山越えが終わると祝儀を出したり、酒手を出す。勿論、宿に到着しても酒手を出さなければ機嫌よく働いてくれな

い。そのような意味では、日常的に慣例化していたから多少色をつけて下さいよ、と言われれば黙つて渡すのが当時の流儀だったと言える。

2. 大名道中での飛脚屋

宝暦七丁丑年 江戸道中 交代中 金銀宿覚によると

(七月ごろ)

一、上下三十七人(飛脚請負業者が派遣した人足・江戸六組問屋仲間)

此泊休旅籠代

銀七十九貫三百三十文

内四十九貫二百七十二文

但、上下共十二泊。上百二十文(旅籠での宿泊金額に差がある)

下一人百十文。

三十貫六十文

但上下共十三休

一休六十文(休憩中の小遣い)

牽馬一疋 但、十二泊十三休一泊

此旅籠 二百二十文。一休二付百二十四文、人二人立

泊休籠 四貫二百七十二文

繼馬七疋 但、一疋二付七貫三十三文

此馬錢鑿四十九貫二百三十九文

ノ鑿百三十二貫八百五十一文

内一貫六十三文 郡山より伏見迄八通し馬二付、一疋二付伏見

迄駄賃三疋分引之。

残鑿

此金三十兩一分 内渡し

右は郡山ニ而請取之。

(八月ごろ)

一、上下三十七人

此泊休旅籠代八十五貫七百五十文

内、五十三貫三百七十八文

但、上下共十三泊

上百二十文 下一人百十文

三十二貫三百七十二文

但上下共十四休

一休六十文ツ

牽馬一疋 但十三泊 一泊二百二十文

十四休 一休百二十四文

人二人立

此泊休旅籠代 四貫六百二十文

繼馬七疋 但一疋二付七貫百二十四文

此馬錢四十九貫八百七十二文

ノ鑿百四十貫二百五十文

内 三貫二百四十五文

江戸より戸塚宿迄

伏見より郡山迄通馬二付、

右場所三疋分繼馬駄賃引之

但、一疋二付一貫七十九文

四百四十五文

右之内

金三十一兩

寅八月六日請取之。

一、上下三十四人

柳沢五郎右衛門殿内沢幡文治

此泊旅籠代二十八貫三百二十文

此金六兩二分鑿二百八文

但 上下共原宿、并、吉原宿江七泊分外三三口付、杵籠

持行。

右は、八月二十一日夜、藤枝ニ而請取之。

島田駅渡リ

一、金四兩一分

柳沢五郎右衛門殿内沢幡文治

但 上下三十四人一人二付

金二朱ツ、

右は、八月二十六日夜、島田二而請取之。

島田駅渡り

一、金七両二分鑊 柳沢五郎右衛門殿内

四百三十二文 沢幡文治

但 上下三十四人

八泊分

右は、八月二十八日夜、島田二而請取之。

一、上下三十四人 柳沢五郎右衛門殿内沢幡文治

此泊旅駕代四貫三百九十文

此金一両鑊四十文

但 府中駅一泊分

上一人百三十文

下一人百二十八文

伊賀路通東海道十泊十一休路用 往計

江戸詰切

大井衛守

供連

御貸人 侍三人

内一人手人

鎗持一人

手人 草履取一人

具足櫃持一人

長柄持一人

御貸人 合羽籠持二人

挾箱持一人

陸尺四人

繼馬四疋

上下十五人

内三人手人

十月朔日相場

七十二匁

一、銀五百二十四匁

鑊八十五貫四百二十五文

訳

鑊二十五貫五百四文 繼馬四疋

是は、本馬一疋二付六貫三百七十六文御定之通。

同十四貫二百二十八文 上下十五人泊り旅籠

是は、上一人二付一泊百十文、下一人二付一泊九十文ツ、御定之通。

同二貫百五十二文 上下四人休旅籠

是は、上一人二付一休五十三文 下一休一人二付四十五文ツ、御定之通。

同八貫六十四文 御貸人十一人 休旅籠

是は、御貸人一人二付一休六十四文。丹後屋請負。定之通。

同四貫八百五十四文 桑名より宮江船

是は、四人水主一艘借切二貫六百二十四文。三人水主一艘借切二貫二百三十文。

御定之通。

同八百三十三文 新井より舞阪江船

是は、船三艘借切。一艘二付二百七十五文ツ、御定之通。

同四貫七百九十二文 大井川入用

是は、上中下三段平均。御定之通。

同一貫九百八十二文 阿部川入用

是は、右同断、御定之通。

同十五貫文 上下十五人旅籠増銭

是は、米値段四月朔日より七十匁以上二付、一人一貫ツ、旅籠増銭、御定之通。

銀六十五匁 刀指二人 賃銀

是は、一人二付三十二匁五分ツ、丹後屋請負、定之通。

同二百十九匁 物持六人 賃銀

是は、具足櫃持一人・長柄持一人・合羽籠持二人・挟箱持一人・鎗持一人、ノ六人。一人二付三十六匁五分ツ、丹後屋請負、定之通。

同二百四十匁 陸尺四人 賃銀

是は、一人二付六十匁ツ、丹後屋請負、定之通。

「武家諸法度」²⁶には、参勤交代時の従者数の規定があり、寛永十二年（一六三五）以後、寛文三年（一六六三）天和三年（一六八三）宝永七年（一七一〇）享保二年（一七一七）に発布された「武家諸法度」

飛脚と人足

の内容は、ほぼ同じ内容との指摘がある。
左記に掲げる。

二十万石	十万石	五万石
仲間・人足 二五〇〇〇〇〇人	一四〇〇〇一五〇人	一〇〇〇人
一万石		
三〇〇人		

大名の参勤交代の道中記で日本一の大名といわれた加賀藩と仙台藩六二万石、二十万石の大名と同じ扱いになる。しかし、行列の人数は百万石の大名と二十万石の大名とは同じではない。仲間・人足の請負達は、絶好の儲け口で、「読史備要」から三百諸侯を一覧にすると

二十万石	十万石	五万石
享保十七年 五二五〇〇〇六三〇〇	三九二〇〇〇四二〇〇	五一〇〇〇
一万石		
四七七〇		
二五九藩 合計 一九〇四〇〇〇二〇三七〇		
二十万石	十万石	五万石
文化十年 五二五〇〇〇六三〇〇	三六四〇〇〇三九〇〇	五一〇〇〇
一万石		
四六八〇		

二五四藩 合計 一八六七〇〇一九九八〇

二百五十余諸侯が参勤交代で一斉に動く訳ではない。武家諸法度の外様大名は夏四月中とある。四月に帰国して、一年間の在国、次の年の四月に出国して一年間在府する。関八州の譜代大名は在国半年、在府半年間であり、二月交代と八月交代がある。その他の譜代は、六月交代は在府在国が一年間だが、八月交代は、実際は十二月に参勤して翌年八月に帰国する在府八カ月在国四カ月がある。

外様大名と譜代大名の参勤形態を変えても、道中に大きな支障をきたす。江戸に向って東海道・中山道・奥州街道・日光街道・甲州街道へと殺到する。

例えば安政元年に飛脚人足が大名から受け取る金額を計算した。酒手の銭は、大名から出ている。一街道五十両から百両程の酒手が使える。これは大名により決まりがある。大体手人の賄料は一日百十六文、宿泊料が百二十文ですむ。元締めから八百文ぐらい受取つたら「シタ馬」は、この内から休憩代と酒手代他雑貨を出し、残りが儲けとなる。仮に百人の人足で、一人五百文で賄えれば、三百文の余剰となる。都合三十貫文になる。安政元年の銀相場は平均六九・七六、銭相場六貫五九二文（両替年代記關鍵 考証編²⁸）で四両二歩余の金が入ってくる。

3. 三井家の飛脚

「南三井家交通記録集」は、文化に高い見識を持っていた。三井高陽の編集によりできた本であるが、内容は当主や家族が商用あるいは

遊覧の折に控えた「人馬駄賃帳」「八五郎様御上京諸用控」「人足帳」「御土産物控」「御種様御参宮道中小払帳」などの史料により一冊に編まれているが出入りの飛脚請負業者が三井家の意向により、宰領・挟箱持ち・駕籠人足などを用意していた。

第一 三井高邦往来日記并記録

一 延享元年九月江戸下向

駕之者 兩人 草履取 一人 挟箱持 一人 乗掛 一人
飛脚 一人 旅籠代

桑名 宮 箱根昼休之節片旅籠上下共百文宛 但し箱根にては下分吉膳めし

一 飛脚賃金 参歩 昼遣 六十文宛
元服之節

一 丑(延享二年)八月二十二日出立日光参詣 挟箱持一人 駕者一人

一 丑九月二十六日出立 乗掛一人 宰領一人 挟箱持一人 駕者兩人

三寅のとし大和路之記

駕籠者八人 挟箱三人 乗物二丁六人 供駕者二丁二人

五寛延三年四月江戸下向記録

一 同月十五日出立 (飛脚) 十兵衛 挟箱持 一人

七寛延四未年二月奥州日記 駕籠之者 兩人

八宝曆元未五月上京記録

四兩二分 挟箱持賃金増共 三分供付飛脚賃金祝儀
未五月二日出立 (飛脚) 佐兵衛 挟箱持仕平

二日 日本橋迄見送人数 飛脚十兵衛

九宝曆三年霜月江戸下向記録

一道中人用高 内 二分□□文昼過二十文 飛脚賃金
荷物宰領傳兵衛

駕 駕者 挟箱持 右両替店へ申付ル
供 駕二人 挟箱持一人

第三 安永九年三井高業妻伊勢参宮記録

安永九年庚子四月十六日御出立御参宮

宰領 小右衛門 御駕籠三人(アング)掛リ

同 二人(四手)掛リ 挟箱持 一人 乗掛馬一人

人足渡シ金覚

一式拾三貫四百文 御駕籠三人掛リ 十三日分 一日一人前六百文、

一 拾五貫六百文 同式人掛リ 右同断

一 拾三貫文 六貫目持定 挟箱持一人

十三日分 一日二付四

百文ツ、

但シ持出シ 拾五貫目有

錢五拾貳貫文

此銀五百貳拾匁

代金八両貳歩ト 金六十匁ニテ

銀拾匁

代言貫文

此内 金三両 京ニテ 内渡シ

同壹両 津ニテ 内渡シ

同三両 草津ニテ内渡シ

メ

引残而

金 壹兩貳歩ト

錢 壹貫文

右皆済渡

(駕籠屋契約書)

一 札

一 御駕籠三人掛り壹挺 但シ一日壹人ニ付六百文

一同 貳人掛り壹挺 但シ一日壹人ニ付六百文

一 御挾箱六貫目持壹人 但シ一日壹人ニ付四百文

尤上貫目御座候ハ、右賃錢割を以御増

シ可被下候

右從京都多賀御廻り夫々伊勢參宮被遊候而又京都江御歸り私御請
合申差出シ申所実正ニ御座候万一右之者道中ニテ相煩候ハ、其所

か能千人代相立させ可申候若取逃欠落其外如何様之義御座候共私
方々急度埒明可申候為後日之一札依而如片

安永九年四月十四日 請人 加賀屋作兵衛

小林藤七殿

地位ある人が駕籠に乗る場合、旅行に必要な用具を揃える。宝曆十
三年九月に八郎兵衛様御參宮の折、駕籠には、御煙草盆・御駕籠布
団・御きせる・御煙草・御茶碗・御茶箱・御菓子箆笥など男性女性に
より携帯する品物は異なるが、一定の重量を超えると賃錢割りを以つ
て、増錢を取られる。京都より多賀を廻り伊勢參宮として京都へ歸る
ことを飛脚請負業者が保証する、とのこと。万一右の道中にて煩わし
いことが発生すれば、よき人と交代させる。もし、「取逃」「欠落」の
ようなことが発生しても私共が責任を以つて送り届けます。

第十 文化六年三井高英松坂下向記録

宰領一人 御挾箱持一人 九月五日

則先触写左之通

覚

一 丸棒駕籠一挺 人足三人

一 宿駕籠一挺 人足二人

一分持 三荷 人足三人

三井信三郎

明十八日松坂出立京都江罷登申候本文之人足無滞繼立可給候
以上

九月十七日 三井信三郎

從大津勢州松坂迄 宿々問屋中

巳九月十一日御発駕

出入方宰領常八 同御挟箱一荷久次郎 御笠籠一荷

第十一 文化十三年三井高英松坂下向記録

文化十三年三月 宰領一人 御挟箱持一人

覚

一丸棒駕籠一挺 人足三人

一宿駕籠一挺 人足二人

一分持 三荷 人足三人

三井八郎兵衛

明二十八日松坂出立京都江罷登申候本文之人足無滞継立可給候

以上

子三月二十二日御発駕 旦那様御同道左之通

宰領 伊七 物持替 (男親方) 御駕籠一朝 御両掛二荷

御笠籠一荷

御土産進物之控

一大儀料金子壹両 祝儀金子百足 宰領 伊七へ

無事に京都に帰り、道中も問題なく通過し、その名目で金壹両一步

を宰領伊七へ渡した。

第十三 文政八年三井高英松坂下向記録

文政八乙酉五月 宰領出入方 喜兵衛

一当地紀州御屋舗江京都より松坂迄御先触御差出し可被下候様両

替店中野勝助を以御願被遊候事

覚

一丸棒駕籠 一挺 人足 三人

一乘駕籠 同 同 二人

一宿駕籠 同 同 二人

一分持 四荷 同 四人

三井八郎兵衛

三井源右衛門

右就 御用明二日京都出立勢州松坂江罷越候條書面之人足宿々無

滞滞接立可申者也

一鳥目二百文ツ、出入方 常七 喜助 多吉 平助 常蔵 忠

助妻ノ

五月三日

一貳貫文 石部宿扇旅籠代上下九人

一八貫五百五十文 石部分関迄人足十六人半増酒手共

人足九名のところ十六人半分を出す。人足賃と酒手代を奮発し

た。

五月四日

一貳貫百文 関鶴屋御泊上下九人御旅籠代

一九百文 関宿分松坂へ仕立飛脚言人

第十四 文政九年三井高英出府記録

四月十四日

一二百文 大郷川酒手

一金二歩 宰領二人川越祝儀

一金二歩 山越祝儀

一金貳両也 宰領式人松坂廻金

一金貳歩也 同人御江着祝儀

木曾路御上京御道中御入用 五月二十七日

一金貳歩 宰領二人祝儀

六月四日

一金壹歩卜錢五百文 宰領多七川支二付日切佐屋廻又共一日二

四両六分かへ四日分

覚

一金貳歩卜錢壹貫文 宰領二人日増割

四十三両壹分

宰領には、非常に気を遣っている。山越え川越えが終われば祝儀を出し、当地に無事到着しても祝儀を出す。

第十六 文政十一年三井高彰上京記録

文政十一年子七月道中小遣帳

七月二十八日

一金貳朱 紀州御七里之衆江

一金貳歩 萬屋吉右衛 才領平兵衛 祝儀但シ

一文字屋嘉兵衛 平次 二朱ツ、

八月十二日夜 才領喜兵衛山越川越両度祝儀

一金壹歩貳朱 同人 給金之内残り渡ス

一金貳歩 同人へ京都着之上祝儀

一金三朱貳百文 同人道中筋三分川支日割二而遣ス

一百文 松坂ヨリ津迄先触ちん

七月二十八日

一金貳歩 江戸二而喜兵衛渡シ

一金壹兩壹歩 江戸二而喜兵衛へ渡シ

右兩替代八貫貳百文

二十八日夜戸塚二而

一金壹兩 右兩替代六貫五百文 喜兵衛へ渡シ 差引七百四拾壹

文

二十九日夜小田原二而

一金貳兩 喜兵衛へ渡シ

内金壹歩昨二十八日夜算用之内江ノ嶋茶代引

八月朔日夜沼津宿二而

一金壹兩貳歩 喜兵衛渡シ

右両掛(三刃)代九貫七百四拾八文

八月二日夜江尻宿二而

一金壹兩

喜兵衛へ別段渡シ

一金壹兩

喜兵衛へ渡シ

右両替代六貫四百文

八月三日夜金谷宿二而

一金壹兩

喜兵衛へ渡シ

右両替代六貫四百文

八月六日袋井宿二而

一金貳兩

喜兵衛へ渡シ

内金貳歩両替代三貫貳百文

第二十七 天保十二年三井高愛中仙道江戸下り記録

一金貳兩貳歩

宰領式人木曾路旅銀

一金壹兩貳歩

同人祝儀三百足ツ、

一金貳歩

山越川越之盛り祝儀遣ス

これらの記録を見ていくと、川越・山越えが終われば祝儀を出し、降雨により川支えがあれば日割り計算を行い、遣わす。勿論、無事目的地に到着すれば目出度いことで祝儀を渡す。また、道中でやつかいな紀州御七里之衆に会えば心付けか挨拶料として金を包んで渡す。急な用事ができれば、宿泊近辺から飛脚を仕立てて出すか、その時の金額が安くても高くてもいけない。道中の宿々で人足達の酒手を出すか、しんどい山越えが過ぎれば酒手はずみ、人足共の心証をよくし

ておく。

4. 商家と飛脚屋

『大阪商業史料集成』第五輯所載²⁹⁾

「大阪両替手形便覧」文化六年巳正月改之 山に中 飛脚仲間

「大阪両替手形案内記」 山に中 飛脚組合

「大阪両替屋所附」 文政十一戊子年正月改

進上とし玉 諸国 毎日飛脚出シ所

兵庫 宮内町 たばこや小兵衛

大阪 堂嶋大丸少し東 美濃屋太郎兵衛

いずれも両替屋の住所・本両替・南両替・両替屋ではないが、手形が多く廻る店などを記し、この他に小銭屋が多くあり、ここには記さない。

飛脚屋はこのような木版刷りを客に配布して宣伝している。飛脚屋と両替屋が深い商取引にあることを示す。両替屋の現金・現銀・手形・証書・書状類を積送している。

飛脚屋にしてみれば、得意先を廻り御用を聞く、飛脚屋と客とのやりとりが近松の『新十重井筒』³⁰⁾に描かれていて、その模様を左記に掲げる。

地火廻半へ飛脚屋が何も御用はござりませぬか。ヤア房様京へ上す銀も有り。御状も有るとの御事遣されませぬかと色問ひければ。詞ア、よう寄って下んした。まだ文わ書きませぬまそつと

してから来て下され。それなら明日の便にされませ。今宵はしまひでござるといふ。尤もなれども今夜上して明日の間に合せねば。きつう叶わぬ大事の用。地無心ながらまそつとしてま一度寄つて下さんせ。頼みますると詫ふれどもフシ返事もせずに出でにける。

飛脚屋と懇意の間柄である店との、交渉が描かれていて、毎日のように飛脚屋が得意店を廻り、仕事を請け負ってくる。

飛脚を必要とするのは、商売をしている両替屋でも出府していれば大名でも同じで、遠隔地の経済・気象情報をもたらす。冷害・旱魃が生じれば領国の状況を早く知りたいし、また、在地の出来事を本国に連絡するのも飛脚を使用する。米の出来不出来は大阪の米市場の相場に影響を与えるし、蔵屋敷における米の関係者は少しでも高値で売却しようと考ええる。蔵元や掛屋を勤める両替商も取引先の米の育成は大きな問題で、出入りの飛脚屋を通じて、情報を入手することになる。

鴻池新十郎家の「備忘録」⁽⁴⁾は、文書の書き込みがあり、その都度訂正をしながら使用していた。その時々的情報を文化・文政・天保・嘉永・安政・文久・慶応と記載し、最終的には明治三年の年号がある。

九店の飛脚屋と関係があり、新十郎家は江戸屋平右衛門・井口屋佐兵衛・和泉屋治郎兵衛達の休日・出日・賃銀・期限などが詳しく書かれ、これらの三飛脚を主に使用していた。他の飛脚屋は次の通り。

因州飛脚 淀屋橋南詰一筋西之辻 三田屋武助

因幡鳥取藩との交際は不明だが、新十郎家に「進物控」⁽⁵⁾の文書があ

り、取引関係を是認せざるを得ない。また、蔵元は鴻池屋喜六が勤めていた。

文久元年辛酉三月改の「進物控」には、興味深い名前がある。

五六月之内 因州

精麦五升 赤座為蔵様

一蒲鉾式枚 山部隼太様

代式匂替 石井平太夫様

桑原三右衛門様

同

同三升 前田又兵衛様

一同式枚 中西三之助様

代式匂替

幸盛寺飛脚 淀屋橋南詰一筋西之辻角 三国屋桑之助

文字通り宗教に関係している。鴻池家の始祖山中鹿之助幸盛の菩提

寺、寺号を下の二字を取り、「幸盛寺」と改めた。

岸和田飛脚 金屋橋東詰北江入西側 佐野屋十兵衛

岸和田藩の蔵元・銀掛屋は、延享四年、宝永六年と同族の鴻池屋新

六がつとめている。

同じく「進物控」には、金穀関係者への贈答である。

岸和田金穀大元締

一 白砂糖 壹匁宛

田代環様

唐目貳斤入

多川彦右衛門様

山岡新五左衛門様

江戸表飛脚賃は御公儀にも貸し付けており、手形・為替の証書類、手紙、相場書などを送付した。

江戸表飛脚賃

六日切代五拾五匁

七日切代四拾五匁

八日切代三十五匁

一金百両二付

但五拾両以下者少々増

十日切代貳拾目

早便り八六日切二同し

並便り拾壹匁

同御吟味役
福井裕様

速見啓左衛門様

山本宗右衛門様

林分太夫様

一 銀壹貫目二付

但五百目以下者少々増

前同断

同御調役

西村源五右衛門様

吉田善左衛門様

船坂五左衛門様

一封状 壹通

早便り代貳匁

並便り代三分式厘

右之内時限り之外都而壹割七步増

慶応丁卯年建相庭

当所岸和田

唐目貳斤入

岡野助左衛門様

金六拾四匁 壹匁百四拾八文

嘉永二年「大福帳」の「諸方預ヶ銀」には、岡部内膳正（岸和田）

が五百九拾五貫余を借り、文久四年「大福帳」では、五百三拾四貫余

が残り、この年の一月より無利子になっている。

内平野町松屋町筋西江入 江戸屋平右衛門

出日 毎月二五八并前日 休日

尾州名護屋飛脚賃

早便り代拾五匁

- 一 式朱金百両二付
但早便り四日目着
並便り八日目位着
- 一 壹分銀百両二付
早便り代貳拾六匁
並便り代九匁五分
早便り代右同斷
- 一 壹朱銀百両二付
並便り代
- 一 銀壹貫目二付
早便り代三拾五匁
並便り代六匁
- 一 状笥壹
十八時限代金壹兩壹分
- 一同壹
二十四時限代金壹兩
早便り代三匁五分
並便り代壹匁五分
- 一同壹
但金子入者定之外壹匁増

「十八時限」「二十四時限」は、状笥壹を通送する時間だが「十八時限」で金壹兩壹分「二十四時限」で運ぶ事を頼むと金壹兩（六時間の差で金壹兩壹分、これだけの金を支払って時間の短縮を図る用事とはなんであったのか）

書状の中に金子を入れれば壹匁増しになる。

高野山飛脚 順慶町壹丁目 吉善

『鴻池善右衛門』⁽³⁵⁾には菩提寺があり、「始祖夫婦は鴻池村の菩提寺慈眼寺の本寺たる池田の大広寺に葬られた。」この件に連動する資料に『伊丹鴻池の歴史』⁽³⁶⁾がある。「伊丹の慈眼寺には「鴻池稻荷祠碑」と慈眼寺墓地の一隅に並ぶ墓塔・墓碑、本堂にまつられている現在四基の位牌がある。」

高野山上池院の墓地には、山中吉右衛門（善右衛門正成の次女で石とい、彼女に油屋治郎右衛門の子甚十郎を養子として迎え、これに娶わせた。（中略）甚十郎は後に吉右衛門と改め、知貞と称したが、その性実正にして、よく養父に任せ、家業を見習ったといふ）の墓がある。⁽³⁷⁾

また、高野山上池院との関係は、善右衛門の妻、三代瑞淵珠光大姉⁽³⁸⁾、四代清陰妙涼大姉⁽³⁹⁾の日牌之証文がある。三代瑞淵珠光大姉の史料をあげる。

（封書）

高野山萱堂

日牌之証文

上池院

鴻池善右衛門殿

（本文）

日牌請取状

為 瑞淵珠光大姉 追善也

夫當山者諸仏集会之梵唄衆生濟度之
靈岫也然則於斯山所建之日牌者至テ
慈尊下生之暁毎日於仏前令供養靈膳
茶湯香花晨昏鄭重之廻向等永無退

転者也仍旨趣如件

高野山金剛峰寺 萱堂 上池院

寛延四辛未歳二月廿四日 法印阿闍梨大応

鴻池善右衛門殿

高野山上池院殿との関係は、信仰の篤い鴻池家のこと故、新十郎家が同伴するのは当然だし、高野山に宿泊する旅宿も高野山上池院と決めている。

右の事情は、「始祖は晩年高野山に一字を建立し、俗塵を払って隠栖する志があつたが、家事多端のため果すに至らず」⁽⁴⁰⁾この思いを、子孫の人たちは遵守したことになる。

泉州飛脚 九之助松屋町南江二筋角 佐野屋儀助

「諸靈一覽表」⁽⁴¹⁾に九代目鴻池又右衛門直郷は明和二年五月の生まれ、

妻の久米は泉州唐金家の女とある。「唐金家系譜」⁽⁴²⁾によると、七代千

蔵（後衛門左政徳）と後妻齋の間に生まれた。「久米永和六年七月二十一日生」とある。永和は写し違いであるが、近世で「永」と付く年号はなく、明和六年だと推察するのが妥当だと思う。久米の実家は、泉州の唐金家で、有名になつたのは大船で貿易をしていた。そのことを井原西鶴『日本永代蔵』初午は、乗て来る仕合に紹介されている。

「進物覚」⁽⁴³⁾ 十八日、十二月十九日 御土産物覚

十二月十八日

是八片

木沓枚

二ノセ

ルカ

一赤飯一重

一御扇子一箱ツ、

唐金衛門左様

料白銀沓両 唐金衛門左様

料金式朱宛

鯉節式連

貞須様

料金百疋

衛門左様

於雪様

千之助様

於てい様

年号は未詳だが、「進物覚」にも御土産物覚の項にも記載があり、親類としての付き合ひをしている。

「諸家書状雛形」⁽⁴⁴⁾ 鴻池新十郎 年月未詳

年頭祝書

改春之御吉重畳申納候(中略)

暑寒中御見舞

一筆啓上仕候甚暑

無利壹貫目

十一月二十五日

寒之節御座候(中略)

十一月二十五日

濟

一式拾貫目 酉正月分年五朱

唐金衛門左殿

正月五日

山中新十郎 六

十一月二十五日

唐金衛門左殿

食野次郎左衛門様

十二月 直判

食野左太郎様

食野次郎左衛門様

一壹貫目

唐金衛茂左様

食野左太郎様

預り銀式拾貫目酉正月分同十二月迄壹ヶ年分年五朱之利

唐金衛茂左様

同日

唐金 貼紙磯吉様

一壹貫目

唐金衛門左殿

奥津孫作様

酉年分助勢銀

安政五年より不

メ式拾壹貫式百五匁五厘

用

十一月二十五日

一五百目

唐金貞須殿

酉年分小遣銀

「諸家書狀雛形」も年号が未詳である。泉佐野の名門の食野次郎左衛門と共に唐金衛茂左にも恒例の挨拶状が送られていた。しかし「安政五年年より不用」の一言は、名門の両家が衰退している状況を示している。

嘉永二年「大福帳」

預り銀

申十一月二十五日

一式拾貫目 酉正月分年五朱

唐金衛門左殿

嘉永二年「大福帳」によると、預り銀には唐金衛門左から銀を預かり利子を支払うが、利子の隣に「酉年分助勢銀」の文字を見るに店の傾きを覚えるし、唐金貞須の「酉年分小遣銀」は親類としての振る舞いだろうか。文久四年「大福帳」の唐金家の「記載なし」に至りこの文字で営業活動が停止したことを確認せざるをえない。

同じく「諸家書狀雛形」には、久世大和守の領地があり、年始御祝詞書狀、暑中御見舞書狀、寒中御見舞書狀などの書式があり、宛名は

泉州御陣屋御役人になっている。

井ノ口屋は名古屋尾州様との取引に利用されたと思われる。新十郎家の大福帳の諸方預ケ銀にも尾州様の名前がある。当然のことながら「進物控」には、御勝手方御吟味役御頭取の片岡喜平治様他二名、同御吟味役の鳥居久之丞様、同御吟味方の三輪卯右衛門様、同御改革所の金森和三郎様他一名に白砂糖壹箱（白目貳斤入）を送っている。

成瀬隼人正に対しても貸付ていて、嘉永二年「大福帳」文久四年「大福帳」の「諸方預ケ銀」の項で確認できる。

井ノ口賃銭

休日

並便り出日

三日限り出日

本町橋東詰 井ノ口屋佐兵衛

早便り出日

六日切代五匁

七日切代四匁

一状筥 壹

八日切代三匁

但目方五拾目迄也

十日切代貳匁

余者増

並便り代壹匁五分

早便り者六日切二同し

六日切代貳匁

七日切代壹匁五分

一封状壹通

八日切代壹匁

但目方式拾目迄也

十日切代六分四厘

余者増

並便り代三分貳厘

早便り者六日切二おなし

目方が決まりより出目になると、その分賃金も増える。

和泉治賃銭

九月 八日 九日 休 七日金銀手形斗出ル

十月 晦日 休

十二月 金銀諸荷物共二十八日限小ノ月者二十七日限り

生魚類三月々五月迄者昼八ツ時迄二可差出別段早飛脚出ル

出口走り代五匁

一荷物壹貫目二付

店走り代貳匁

並便り代壹匁

出口走代三匁

一状筥壹

店走代壹匁

並便り代五分

金子入代壹匁五分

本町橋西詰西江入

和泉屋治郎兵衛

年中出日休日

一馬荷物壹貫目二付

早便り代貳百七拾文
並便り代百八拾文

一歩行荷物壹貫目二付

早便り代六百文
但六日限七日目着
並便り代三百五拾文

出口走代貳匁

一封状壹通

店走代六分四厘
並便り代貳分四厘
金子入代壹匁

別飛脚

一同 壹通

三時切代六拾目
四時切代四拾目
六時切代貳拾目

前日八ツ時頃出入翌五ツ時前後着ス

一封状壹通

出口走代三百四拾八文
前日八ツ時頃出入翌九ツ時前後着ス
店走代貳百文

出着之所同断

一肴籠告り

同 代五百文ハ八百文迄
但登木ハ中ハ至ル迄

同 代貳百文

右明治三十年四月定

出口走りの特急に対し、急行に相当するのが店走り、大阪を中心に畿内・播磨・西国筋に向けての早便りとして発達した。

店走りの意味は、店自身の飛脚が直接配達便を持参した。また、相仕関係であれば飛脚同士の店継ぎで行われている。

賃銀は出口走りの三分の一。客を店内に入れる暇もなく、出口にて配達便を受け取り、すぐに駆け出したという。

『駅通志稿』明治元年（一八六八）六月飛脚賃銀ノ制ヲ定ム

大阪便は出口走銭三百文、店走銭百文これはまさに体育大会におけるリレーのバトンの受渡しと同じようにも見える。

並便に対して早便は急便とも呼ばれ、その中でも特別に仕立てる特発と定日に発するものがあり、早序もその一つ。

他に生魚類も扱う、五月までは昼八ツ時までに持参すれば特別に早飛脚を出す。

別飛脚は、その日の内に届ける配達便で、場所や店により呼称は違うが二時限とか三時限りといい、通送代は相当高かった。

金子入り書状 現金銀の通送は手板組により始められ、天明二年（一七八二）十一月には、

武家及市井の雇主若過分ノ大金通送ヲ依託スレハ其住所姓名ヲ糺スニ非レハ之ヲ進送スヘカラス金銀、荷物、書状等其届先ノ査検ハ五ヶ

年以内ヲ限ルヘシ又其通送金銀ヲ以テ之ヲ急脚ニ托すヘカラス
現金通送は宰領に依るものとし、早便でなく定日限であつた。

注

- 1 池波正太郎『鬼平犯科帳』文藝春秋社、二〇〇七年
- 2 池波正太郎『鬼平犯科帳の世界』文藝春秋社、二〇〇五年
- 3 注1に同じ。
- 4 阿部善雄『目明し金十郎の生涯』中央公論社、一九八七年
- 5 佐藤雅美『大君の通貨』講談社、一九八四年
- 6 佐藤雅美『花輪茂十郎の特技』文藝春秋社、二〇〇五年
- 7 佐藤雅美『やくざ者の系譜』『本の話』、文藝春秋社、二〇〇五年
- 8 馬場文耕『当世武野俗談』、森銑三他監修『燕石十種』第四巻、中央公論社、一九七九年
- 9 東随舎『古今雑談思出草紙』、日本随筆大成編輯部『日本随筆大成』第三期第四巻、吉川弘文館、二〇〇七年
- 10 根岸鎮衛「耳袋」、鈴木棠三編注「耳袋」一、平凡社、一九八三年
- 11 田中丘隅「民間省要」、滝本誠一編『日本経済大典』第五巻、明治文献、一九六六年
- 12 武陽隠士『世事見聞録』青蛙房、一九八一年
- 13 京都町触研究会編『京都町触集成』第一巻、岩波書店、一九八三年
- 14 注13に同じ。
- 15 注13に同じ。
- 16 注13に同じ。
- 17 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、清文堂、一九七九年
- 18 注17に同じ。

- 19 注17に同じ。
- 20 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四下、清文堂、一九七九年
- 21 注20に同じ。
- 22 注20に同じ。
- 23 柴田宵曲編『幕末の武家』青蛙房、一九八二年
- 24 三井高陽編『南三井家交通記録集』財団法人国際交通文化協会、一九四〇年
- 25 『参勤交代史料集・御例集』柳沢文庫保存会、二〇〇六年
- 26 「武家諸法度」『御触書寛保集成』岩波書店、一九七六年
- 27 東京大学史料編纂所『読史備要』講談社、一九六六年
- 28 三井高維編『新稿両替年代記関鍵』考証編、柏書房、一九七一年
- 29 黒羽兵治郎『大阪商業史料集成』大阪商科大学経済研究所、一九三九年
- 30 近松門左衛門「心中重井筒」、鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之校注『近松門左衛門集』小学館、二〇〇三年
- 31 文政七年「備忘録」和泉町、鴻池屋新十郎、大阪商業大学商業史博物館
- 32 文久元年「進物控」和泉町、鴻池屋新十郎、大阪商業大学商業史博物館
- 33 嘉永二年「大福帳」和泉町、鴻池屋新十郎、大阪商業大学商業史博物館
- 34 文久四年「大福帳」和泉町、鴻池屋新十郎、大阪商業大学商業史博物館
- 35 宮本又次『鴻池善右衛門』吉川弘文館、一九五八年
- 36 鴻池村史編纂委員会『伊丹鴻池の歴史』大手前女子大学史学研究所、一九九九年
- 37 高野山上池院の墓地にて、山中家の墓が存在するとインターネット上で流れた。それによると山中吉右衛門・山中新七の墓がある、とのこと。
二〇〇八年八月二日、上池院の墓地で吉右衛門と思われる墓を確認。吉右衛門の上の文字は苔などがあり読めなかつたので不明。
- 38 寛延四辛未歳二月廿四日「日牌之証文」鴻池善右衛門
- 39 享保四己亥曆八月九日「日牌之証文」鴻池善右衛門
- 40 注35に同じ。
- 41 鴻池合名会社「諸霊一覽表」二〇〇八年

- 42 佐野史談会編「唐金家系譜」一九五二年
- 43 「進物覚」和泉町 鴻池屋新十郎、大阪商業大学商業史博物館
- 44 「諸家書状雛形」大阪商業大学商業史博物館

